第二十二条の三十一第一項中「第三条の二第一項第九号」を「第四条第一項第九号」に改め、同条第二項中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二十二条の三十二及び第二十二条の三十三中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改める。

第二十二条の三十四中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に、「第三条の二第二項第二号イ」を「第四条第二項第二号イ」に改める。

第三十五条第三項第四号を次のように改める。

四　削除

第三十五条第四項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を削る。

第四十条第五項第四号を次のように改める。

四　削除

第四十九条第四項中「若しくは指定介護療養型医療施設」を削る。

第八十条中「又は介護療養施設サービス」及び「又は第二十二条」を削る。

第百三十条中「又は介護療養型医療施設」を削る。

第百三十八条から第百四十条の二までを次のように改める。

第百三十八条から第百四十条の二まで　削除

第百四十条の二十一中「又は介護療養型医療施設」を削る。

第百四十条の四十三第一項中「、介護療養施設サービス（法第八条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が八人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）」を削り、同条第二項中「若しくは介護療養型医療施設」を削り、「、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設」を「若しくは介護老人保健施設」に改める。

第百四十条の四十四第一号リ中「第二号又は」を削り、「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養型医療施設」を削る。

第百六十五条の四第三号中「、法第百十二条第二項」を削る。

別表第一第一号ニ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」を削り、同表第一第二号ヨ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」、「⑹については介護療養施設サービスに限る。）」及び⑹を削り、同表第一第五号チ中「介護療養型医療施設等」を「療養病床を有する病院等」に改め、「、介護療養施設サービス」を削る。

様式第一号の二裏面中「、指定介護療養施設サービス」を削る。

様式第三号の二表面中「、第百十二条第一項」を削る。

様式第四号表面中「（報告等）

第百十二条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。」及び「・第百十二条」を削る。

様式第五号裏面中「、第百十二条第一項」を削る。

様式第十二号中「第三条の二第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に改める。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条第一項第二号中「指定介護療養型医療施設である」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である」に、「法に」を「平成十八年旧介護保険法に」に改める。

第百四十三条第一項第二号中「法」を「平成十八年旧介護保険法」に改め、「ユニット型指定介護療養型医療施設（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

第百四十四条中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）」に改める。

第百五十五条の四第一項第二号から第四号までの規定中「法」を「平成十八年旧介護保険法」に改める。

第百九十四条第一項中「令第三条の二第一項」を「介護保険法施行令第四条第一項」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第四条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号中「介護支援専門員（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する」を加える。